

第1回 (仮称) こども参加条例検討部会 次第

令和6年3月11日(月) 17:00～19:00

場所：市役所7階大会議室 (Zoom 併用)

1. 開会

2. 委員・事務局紹介

3. 越田市長あいさつ

4. 委員と市長による意見交換

5. 部会長及び職務代理者の選任

6. 議事

(1) こども・若者の意見表明の現状把握について (資料1、2)

(2) (仮) こども・若者による条例検討部会の設置及び今後のスケジュールについて

(資料3、4)

(3) その他

7. 閉会

(仮称) こども参加条例検討部会 委員名簿

No.	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	たまき たけひろ 玉木 健弘	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 准教授
2		おの まや 小野 セレス タ 摩耶	同志社大学 社会学部 准教授
3		かわなか だいすけ 川中 大輔	龍谷大学 社会学部 准教授
4	関係団体	くらはら あき 藏原 亜紀	NPO法人育ちあいサポートブーケ 代表理事
5		おおにし りょう 大西 僚	NPO法人百生一輝 理事
6		たかだ ひろゆき 高田 浩行	川西市社会福祉協議会 事務局次長

(敬称略)

※順不同

◆ 「(仮称) こども参加条例検討部会」の設置目的について

1. 「川西市子ども・若者未来計画」における方向性

【P.39 子ども・子育て施策の重点施策】

(4) 子どもの個性や生きる力を伸ばす教育

子どもが意見表明できる機会を保障するため、「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた取組を進めます。

④ 「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた取組

2. 国（こども家庭庁）の方向性

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくこととされています。

こども施策の6つの基本理念のひとつに「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」が明記され、子どもや若者の声を聴き、施策に反映していくことが求められています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

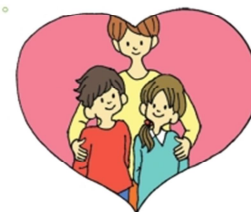
2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



3. (仮称) こども参加条例検討部会の設置目的

(1) 部会設置の目的

こどもや若者の意見聴取の方法や参画のあり方、市の政策への反映やフィードバックの手法などについて、それぞれの分野で専門的な知識や経験を持つ方々のご意見を踏まえ、「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた検討を行う。

(2) 主な審議内容

- ・当事者であるこどもや若者への意見聴取の方法や参画のあり方
- ・市の施策への反映やフィードバックの手法
- ・条例案について

など

1. こどもと若者の定義及び対象について

各種法令等でこども等は、以下のとおり規定されています。

法令等	名称	年齢区分等
民法	未成年者	18歳未満の者
	成年年齢	18歳以上
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
こども大綱※ <small>※こども基本法の規定に基づき策定されたもの</small>	こども	「心身の発達の過程にある者」とは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者。 ・「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで） ・「学童期」（小学生年代） ・「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
	若者	「若者」については、法令上の定義はないが、こども大綱では以下の者とする。 ・「思春期」及び「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満） <small>※施策によってはポスト青年期の者も対象</small>
児童福祉法	児童	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	子ども	18歳未満のすべての者

こども大綱の基本方針の1つに「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」とあることなどから、**30歳未満の「こども・若者」を対象に現状を把握するためのアンケート調査等を行う**こととします。

2. こども・若者の意見表明に係る現状把握の方法などについて

「無作為抽出によるアンケート調査」と「関係団体等へのヒアリング」を実施することにより、現状把握を行います。なお、アンケートについては、こども・若者（0～29歳）に加え、30歳以上にも実施することで、こどもとおとなでの意識や認識の違いなどを比較します。

（1）無作為抽出によるアンケート調査【4月実施予定】

① こども・若者（0歳～29歳）

対象年齢	送付人数	回答方法	設問数	設問案	実施にあたっての留意事項
0歳～8歳（小3）	500人	Webフォーム	約15問	資料 2-1	・保護者が子どもと一緒に回答してもらうことを想定し、回答時のガイド的なものを送付文書に同封予定 ・乳幼児などは保護者がこどもの気持ちを汲み取り回答してもらう
9歳（小4）～29歳※	1,000人	Webフォーム	約15問		・通常版とやさしい版の2種類の回答フォームを作成し、いずれでも回答可能とする

※国の「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスのあり方に関する調査研究モデル事業」の対象年齢と合わせる

② 30歳以上

対象年齢	送付人数	回答方法	設問数	設問案
30歳以上	1,000人	Webフォーム	約15問	資料 2-1

◆こども・若者の意見表明の現状把握について

(2) 関係団体等へのヒアリング調査【4～5月実施予定】

声をあげにくいこども・若者については、関係団体等へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、声や意見を拾い上げるための工夫や手法の検討につなげることを目的とします。

声を聴かれにくいポイント	こども・若者の例	ヒアリング対象（案） 窓口所管・施設・団体
学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会を提供することが困難	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校のこども ・ひきこもりの若者 ・ヤングケアラー 等 	【窓口所管】 <ul style="list-style-type: none"> ・こども若者相談センター 【施設・団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・学びのスペース「セオリア」 (不登校の小・中学生のための居場所) ・学校園所
意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聞くための工夫が特に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児、医療的ケア児 ・外国人のこども・若者 等 	【窓口所管】 <ul style="list-style-type: none"> ・こども支援課 ・人権推進多文化共生課、総合センター 【施設・団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・川西さくら園（児童発達支援センター） ・学校園所
意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護経験者 ・性的マイノリティのこども・若者 ・虐待やいじめを受けたことのあるこども・若者 等 	【窓口所管】 <ul style="list-style-type: none"> ・こども若者相談センター ・人権推進多文化共生課、総合センター 【施設・団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校園所
言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じてその意思（思いや願い）が多様な形で現れ、受け止める側も聞くための工夫が特に必要な乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期のこども 	【窓口所管】 <ul style="list-style-type: none"> ・教育保育課 【施設・団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校

参考：こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）（国資料）

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書（国資料）

本人の状況や特性に応じた合理的配慮を十分に行う必要があることから、施設職員や当事者であるこども・若者の支援に携わる方などと、ヒアリングが可能かどうかを含めて調整します。

- ・アンケートにおいては、「子ども」を18歳未満、「若者」を18～29歳と定義します。（やさしい版の「子どもたち」は子どもと若者とします）
- ・子ども（0～8歳）については保護者に回答してもらいますが、保護者の考えではなく、お子さんの代弁者として回答してもらおうよう、アンケート依頼時に回答ガイドを記載予定です。
- ・WEBのみでのアンケート回答とするため、スマホやタブレットなどで回答ができるよう、保護者への協力をお願いする旨をアンケート依頼時に記載予定です。

分類	No	子ども・若者（9～29歳）		30歳以上	子ども（0～8歳） ※保護者が回答
		通常版	やさしい版（すべてにふりがなを入れる）		
属性 (年齢)	1-1	()歳 ※2024年3月31日時点	あなたは何才ですか？ ()才 ※2024年3月31日時点	()歳 ※2024年3月31日時点	宛名のお子さんの年齢 ()歳 ※2024年3月31日時点
属性 (職業区分)	1-2	あなたに当てはまるものを次から選んでください。 ①学生（小学校、中学校、高校、大学（短期大学、大学院含む）、フリースクール、予備校など）※通っていない場合も含む ②社会人（自営業、会社員、パート・アルバイト、求職活動中など） ③その他（専業主夫・主婦など）	あなたに当てはまるものは次のうちどれですか？ ①学生（小学校、中学校、高校、大学（短期大学、大学院含む）、フリースクール、予備校など）※通っていない場合も含む ②社会人（自営業、会社員、パート・アルバイト、求職活動中など） ③その他（専業主夫・主婦など）		
属性 (子どもと関わる頻度)	1-3			あなたは日常的または定期的に子ども・若者と関わりがありますか。 ①ほぼ毎日関わる ②ときどき関わる ③あまり関わらない ④ほとんど関わらない	
属性 (関わる場所)	1-4			「1-3」で①～③と回答した人に伺います。子ども・若者と関わりがあるのはどこですか。 ①家庭 ②仕事の関係 ③近所などの住んでいる地域 ④その他	

意見表明することについて

意見表明することについて	2-1	日常生活であなたに関係することについて何かを決めるとき、自分の意見や考えをおとなや年長者に言っていますか？ (例：習い事、クラブ活動、勉強のやり方、進学、就職、仕事の進め方など) ①言えている ②ときどき言えている ③あまり言っていない ④言えていない	ふだんの生活であなたのことについて何かを決めるとき、自分の思っていることや気持ちをおとなや年上の人に言っていますか？ (例：習い事、クラブ活動、勉強のやり方、進学、就職、仕事の進め方など) ①言えている ②ときどき言えている ③あまり言っていない ④言えていない	日常生活であなたに関わりのある子ども・若者は、自らに関係することについて何かを決めるとき、おとなに意見や考えを言えていると思いますか？ (例：習い事、クラブ活動、勉強のやり方、進学、就職、仕事の進め方など) ①言えている ②ときどき言えている ③あまり言っていない ④言えていない ⑤子ども・若者と関わりがないからわからない	お子さんは家庭や学校、幼稚園、保育所、習い事、地域などで自分の意見や考えを言えていると思いますか？もしくは身振りや手振り、表情、イラストや文字などで伝えようとしていますか？ ①言えている（伝えようとしている） ②ときどき言えている（ときどき伝えようとしている） ③あまり言っていない（あまり伝えようとしていない） ④言えていない（伝えようとしていない） ⑤わからない
	2-2	「2-1」で③または④と回答した方に伺います。 言えていない理由は何ですか？（最大3つまで選択してください。） ①意見や考えを言っても聞いてくれないから ②意見や考えに自信がないから ③意見や考えを言うことが恥ずかしいから ④意見や考えを言う相手が忙しそうだから ⑤意見や考えを言うことが面倒だから ⑥今までに言った意見や考えが反映されたのか、されなかったのか教えてくれなかったから ⑦意見や考えを大切に扱ってくれなかったから ⑧意見や考えを言える雰囲気ではないから ⑨伝えたい意見や考えがないから ⑩その他（自由記述）	「2-1」で③または④と答えた人にたずねます。 どうして言えていないのですか？（○は全部で3つまで） ①自分の思っていることや気持ちを言っても聞いてくれないから ②自分の思っていることや気持ちに自信がないから ③自分の思っていることや気持ちを言うことが恥ずかしいから ④自分の思っていることや気持ちを言う相手が忙しそうだから ⑤自分の思っていることや気持ちを言うことが面倒だから ⑥自分の思っていることや気持ちを言ったのに、どのように取り入れられたのか教えてくれなかったから ⑦自分の思っていることや気持ちを大切にしてくれなかったから ⑧自分の思っていることや気持ちを言える雰囲気ではないから ⑨伝えたいと思っていないことがないから ⑩その他（自由にかいてください）	「2-1」で③または④と回答した方に伺います。 言えていない理由は何だと思いますか？（最大3つまで選択してください。） ①意見や考えを言っても聞いてくれないから ②意見や考えに自信がないから ③意見や考えを言うことが恥ずかしいから ④意見や考えを言う相手が忙しそうだから ⑤意見や考えを言うことが面倒だから ⑥今までに言った意見や考えが反映されたのか、されなかったのか教えてくれなかったから ⑦意見や考えが大切に扱われなかったから ⑧意見や考えを言える雰囲気ではないから ⑨伝えたい意見や考えがないから ⑩その他（自由記述）	「2-1」で③または④と回答した方に伺います。 言えていない（伝えていない）理由は何だと思いますか？（最大3つまで選択してください。） ①意見や考えを言っても聞いてくれないから ②意見や考えに自信がないから ③意見や考えを言うことが恥ずかしいから ④意見や考えを言う相手が忙しそうだから ⑤意見や考えを言うことが面倒だから ⑥今までに言った意見や考えが反映されたのか、されなかったのか教えてくれなかったから ⑦意見や考えが大切に扱われなかったから ⑧意見や考えを言える雰囲気ではないから ⑨伝えたい意見や考えがないから ⑩わからない ⑪その他（自由記述）
	2-3	【自由記述】 「2-2」で選んだ番号の理由、またはその番号を選ぶことになった経験について可能であれば、教えてください。（複数記載いただいてもかまいません。）※選んだ番号ごとに記載 例） ・③…大勢の人がいる前で話すことが苦手だから ・⑤…反対の意見や考えを言うことでトラブルになることを避けたいから ・⑥…職場で●●についての意見や考えを伝えたが、その意見がその後どうなったのか教えてくれなかったから	【自由にかいてください】 「2-2」で選んだ番号の理由、またはその番号を選ぶことになった経験について、教えてください。（理由や経験はいくつでも）※選んだ番号ごとに記載 例） ・③…大勢の人がいる前で話すことが苦手だから ・⑤…他の人とちがうことを言うことでトラブルになることを避けたいから ・⑥…習い事で●●についての自分の思っていることや気持ちを伝えたが、その後どうなったのか教えてくれなかったから	【自由記述】 「2-2」で選んだ番号の理由、またはその番号を選ぶことになった経験について可能であれば、教えてください。（複数記載いただいてもかまいません。）※選んだ番号ごとに記載 例） ・④…忙しくて意見や考えを聞くことができないときがあるから ・⑤…意見や考えを聞いたあと、どうなったかを子ども・若者に伝えていないことがあるから	【自由記述】 「2-2」で選んだ番号の理由、またはその番号を選ぶことになった経験について可能であれば、教えてください。（複数記載いただいてもかまいません。）※選んだ番号ごとに記載 例） ・④…忙しくて意見や考えを聞くことができないときがあるから ・⑤…意見や考えを聞いたあと、どうなったかをお子さんに伝えていないことがあるから

分類	No	子ども・若者（9～29歳）		30歳以上	子ども（0～8歳） ※保護者が回答
		通常版	やさしい版（すべてにふりがなを入れる）		
おとなや年長者の 対応について	3-1	<p>あなたが関係することについて、おとなや年長者はあなたの意見や考えを聞くとうとうとうと思っていますか？</p> <p>①聞くとうとうとしている ②ときどき聞くとうとうとしている ③あまり聞くとうとうしていない ④聞くとうとうしていない</p>	<p>ふだんの生活であなたのことについて、おとなや年上の人はあなたの思っていることや気持ちを聞くとうとうとうとうと思っていますか？</p> <p>①聞くとうとうとしている ②ときどき聞くとうとうとしている ③あまり聞くとうとうしていない ④聞くとうとうしていない</p>	<p>あなたは子ども・若者に関係することについて、子ども・若者の意見や考えを聞くとうとうとうとうしていますか？</p> <p>①聞くとうとうとしている ②ときどき聞くとうとうとしている ③あまり聞くとうとうしていない ④聞くとうとうしていない ⑤子ども・若者と関わりがないからわからない</p>	<p>お子さんに関わりのあるおとな（学校、幼稚園、保育所、習い事、地域など）は、お子さんの意見や考えを聞くとうとうとうとうと思っていますか？もしくは身振りや手振り、表情、イラストや文字などで伝えようとしたことを汲み取ろうとうとうとうとうとうと思っていますか？</p> <p>①聞くとうとうとしている ②ときどき聞くとうとうとしている ③あまり聞くとうとうしていない ④聞くとうとうしていない ⑤わからない</p>
	3-2			<p>【自由記述】 「3-1」で③または④と回答した方に伺います。 その理由は何ですか？</p>	
	3-3	<p>「3-1」で①～③と回答した方に伺います。 おとなや年長者はあなたの意見や考えを聞いて、大切に扱っていると思いますか？</p> <p>①大切にしている ②ときどき大切にしている ③あまり大切にしていない ④大切にしていない</p>	<p>「3-1」で①～③と回答した方にたずねます。 おとなや年上の人はあなたの思っていることや気持ちを聞いて、大切にしているとうとうとうとうと思っていますか？</p> <p>①大切にしている ②ときどき大切にしている ③あまり大切にしていない ④大切にしていない</p>	<p>「3-1」で①～③と回答した方に伺います。 子ども・若者から聞いた意見や考えを大切に扱っていますか？</p> <p>①大切にしている ②ときどき大切にしている ③あまり大切にしていない ④大切にしていない</p>	<p>「3-1」で①～③と回答した方に伺います。 お子さんに関わりのあるおとな（家庭や学校、幼稚園、保育所、習い事、地域など）はお子さんの意見や考え、身振りや手振り、表情、イラストや文字などで伝えようとしたことについて、大切に扱っていると思いますか？</p> <p>①大切にしている ②ときどき大切にしている ③あまり大切にしていない ④大切にしていない ⑤わからない</p>
	3-4			<p>【自由記述】 「3-3」で③または④と回答した方に伺います。 その理由は何ですか？</p>	
	3-5	<p>あなたは自分の言った意見や考えが大切にされていると感じるのはどのようなときですか？（最大3つまで）</p> <p>①意見や考えがそのまま反映される ②形を変えてでも意見や考えが反映される ③意見や考えが反映されなくても、どのように検討されたかの説明（フィードバック）がある ④意見や考えに共感してくれる ⑤話を聞いてくれる ⑥定期的意見や考えを聞いてくれる ⑦自分の意見や考えについてみんなで話し合いをする場を作ってくれる ⑧その他（自由記述）</p>	<p>自分の思っていることや気持ちを言ったときに、大切にされていると感じるのはどのようなときですか？（○は全部で3つまで）</p> <p>①自分の思っていることや気持ちがそのまま取り入れられる ②自分の思っていることや気持ちが形を変えてでも取り入れられる ③自分の思っていることや気持ちが取り入れられなくても、どうして取り入れられないのか教えてくれる ④自分の思っていることや気持ちをわかってくれた ⑤話を聞いてくれる ⑥自分の思っていることや気持ちをよく聞いてくれる ⑦自分の思っていることや気持ちについてみんなで話し合いをする場を作ってくれる ⑧その他（自由記述）</p>	<p>子ども・若者が自分の言った意見や考えが大切にされていると感じるのはどのようなときだと思いますか？（最大3つまで）</p> <p>①意見や考えがそのまま反映されたとき ②形を変えてでも意見や考えが反映されたとき ③意見や考えが反映されなくても、どのように検討されたかの説明（フィードバック）があるとき ④意見や考えに共感したとき ⑤話を聞いたとき ⑥定期的意見や考えを聞いたとき ⑦子ども・若者の意見や考えについてみんなで話し合いをする場を作ったとき ⑧その他（自由記述）</p>	<p>お子さんが言った（伝えた）意見や考えが大切にされていると感じるのはどのようなときだと思いますか？（最大3つまで）</p> <p>①意見や考えがそのまま反映されたとき ②形を変えてでも意見や考えが反映されたとき ③意見や考えが反映されなくても、どのように検討されたかの説明（フィードバック）があるとき ④意見や考えに共感してくれたとき ⑤話を聞いてもらったとき ⑥定期的意見や考えを聞いてくれるとき ⑦お子さんの意見や考えについてみんなで話し合いをする場を作ったとき ⑧その他（自由記述）</p>
	3-6	<p>あなたが関係することについて、意見や考えを言いやすくなるために求めることは何ですか？（最大3つまで）</p> <p>①意見や考えを言いやすい雰囲気を作ってほしい ②意見や考えがあるかどうか聞いてほしい ③言った意見や考えを大切に扱ってほしい ④言った意見や考えがどのように検討されてその結果どうなったのか教えてほしい ⑤意見や考えを言ったことやその内容を他の人に言わないでほしい ⑥最後までしっかりと話を聞いてほしい ⑦1人じゃなく他の人と一緒に意見や考えを言えるようにしてほしい ⑧その他（自由記述）</p>	<p>自分の思っていることや気持ちをとおとなや年上の人に言いやすくなるためにはどうしてほしいですか？（○は全部で3つまで）</p> <p>①自分の思っていることや気持ちを言いやすい雰囲気を作ってほしい ②自分の思っていることや気持ちがあるかどうか聞いてほしい ③自分の思っていることや気持ちを大切に扱ってほしい ④自分の思っていることや気持ちを言った後どうなったのか教えてほしい ⑤自分が言ったことやその内容を他の人に言わないでほしい ⑥最後までしっかりと話を聞いてほしい ⑦1人じゃなく他の人と一緒に思っていることや気持ちを言えるようにしてほしい ⑧その他（自由記述）</p>	<p>子ども・若者が意見や考えを言いやすくなるために、必要なことは何だと思いますか？（最大3つまで）</p> <p>①意見や考えを言いやすい雰囲気を作る ②意見や考えがあるかどうか聞く ③聞いた意見や考えを大切に扱う ④聞いた意見や考えがどうなったのかを教える ⑤意見や考えを聞いたことやその内容を他の人に言わない ⑥最後までしっかりと話を聞く ⑦1人じゃなく他の人と一緒に意見や考えを言えるようにする ⑧その他（自由記述）</p>	<p>お子さん自身に関することについて、お子さんが意見や考えを言いやすくなるために必要なことは何だと思いますか？（最大3つまで）</p> <p>①意見や考えを言いやすい雰囲気を作る ②意見や考えがあるかどうか聞く ③聞いた意見や考えを大切に扱う ④聞いた意見や考えがどうなったのかを教える ⑤意見や考えを聞いたことやその内容を他の人に言わない ⑥最後までしっかりと話を聞く ⑦1人じゃなく他の人と一緒に意見や考えを言えるようにする ⑧その他（自由記述）</p>

分類	No	子ども・若者（9～29歳）		30歳以上	子ども（0～8歳） ※保護者が回答
		通常版	やさしい版（すべてにふりがなを入れる）		
市や施設への意見について					
市や施設への意見について	4-1	川西市のまちづくりや子ども・若者に関する市の取り組み、施設や事業などに対して、言いたいことはありますか？（例：図書館、公園、児童館、イベントなど） ①ある ②たまにある ③ほとんどない ④ない 例）図書館：一度に可能な貸し出し冊数を増やして欲しい 児童館：利用時間を増やして欲しい 公園：ルール（ボール使用禁止など）に不満がある	川西市のまちづくりや子どもたちに関する市の取り組み、市の施設やイベントなどに対して、言いたいことはありますか？（例：図書館、公園、児童館など） ①ある ②たまにある ③ほとんどない ④ない 例）図書館：貸し出しできる数を増やして欲しい 児童館：遊べる時間を増やして欲しい 公園：ボールで遊んでもいいようにして欲しい	/	川西市のまちづくりや子ども・若者に関する市の取り組み、施設や事業などに対して、お子さんが言いたいことはあると思いますか？（例：図書館、公園、児童館、イベントなど） ①ある ②たまにある ③ほとんどない ④ない ⑤わからない 例）図書館：一度に可能な貸し出し本数を増やして欲しい 児童館：利用時間を増やして欲しい 公園：ルール（ボール使用禁止など）に不満がある
	4-2	「4-1」で①または②と回答した方に伺います。 言いたいことを市や施設へ伝えようと思いませんか？ ①伝えようと思う（もしくはすでに伝えている） ②あまり伝えようと思わない ③伝えようと思わない	「4-1」で①または②と回答した方にたずねます。 言いたいことを市や施設へ伝えようと思いませんか？ ①伝えようと思う（もしくはすでに伝えている） ②あまり伝えようと思わない ③伝えようと思わない	/	「4-1」で①または②と回答した方に伺います。 お子さんは言いたいことを市や施設へ伝えたいと思っていると思いませんか？ ①伝えたいと思っていると思う（もしくはすでに伝えている） ②あまり伝えたいと思っていないと思う ③伝えたいと思っていないと思う
	4-3	「4-2」で②または③と回答した方に伺います。 あまり伝えようと思わないもしくは伝えようと思わない理由を教えてください。（最大3つまで選択してください。） ①意見や考えを伝えても反映されないと思うから ②意見や考えを言っても聞いてくれないから ③どうやって伝えたらいいかわからないから ④川西市が何をしているのかよくわからないから ⑤伝えた意見や考えがどう扱われるかわからないから ⑥名前や顔を知られたくないから ⑦保護者、家族、学校、職場などに知らされると嫌だから ⑧その他（自由記述）	「4-2」で②または③と回答した方にたずねます。 どうしてそう思ったのですか。（〇は全部で3つまで） ①自分の思っていることや気持ちを伝えても取り入れられないと思うから ②自分の思っていることや気持ちを言っても聞いてくれないから ③どうやって伝えたらいいかわからないから ④川西市が何をしているのかよくわからないから ⑤自分の思っていることや気持ちを伝えた後、どうなったかわからないから ⑥名前や顔を知られたくないから ⑦保護者、家族、学校、職場などに知らされると嫌だから ⑧その他（自由記述）	子ども・若者が川西市のまちづくりや子ども・若者に関する市の取り組み、施設や事業などに対して、言いたいことがあっても、伝えようと思わないのはなぜだと思いますか？（最大3つまで選択してください。） ①意見や考えを伝えても反映されないと思うから ②意見や考えを言っても聞いてくれないから ③どうやって伝えたらいいかわからないから ④川西市が何をしているのかよくわからないから ⑤伝えた意見や考えがどう扱われるかわからないから ⑥名前や顔を知られたくないから ⑦保護者、家族、学校、職場などに知らされると嫌だから ⑧おとなのサポートがないから ⑨その他（自由記述）	「4-2」で②または③と回答した方に伺います。 お子さんが川西市のまちづくりや子ども・若者に関する市の取り組み、よく使用する市の施設（図書館、公園、児童館など）などに対して、言いたいことがあっても、市や施設に伝えようと思わないのはなぜだと思いますか？（最大3つまで選択してください。） ①意見や考えを伝えても反映されないと思うから ②意見や考えを言っても聞いてくれないから ③どうやって伝えたらいいかわからないから ④川西市が何をしているのかよくわからないから ⑤伝えた意見や考えがどう扱われるかわからないから ⑥名前や顔を知られたくないから ⑦保護者、家族、学校、職場などに知らされると嫌だから ⑧おとなのサポートがないから ⑨その他（自由記述）
	4-4	市や施設に意見や考えを伝えやすいものは次のうちどれですか？（最大3つまで選択してください。） ①対面 ②オンライン ③アンケート（WEB） ④アンケート（紙） ⑤インターネットの意見提出フォームなど ⑥メール ⑦LINEなどのチャット ⑧X（旧ツイッター） ⑨Instagram ⑩TikTok ⑪Facebook ⑫手紙 ⑬電話 ⑭その他（自由記述）	市や施設に自分の思っていることや気持ちを言いやすいものは次のうちどれですか？（〇は全部で3つまで） ①対面 ②オンライン ③アンケート（WEB） ④アンケート（紙） ⑤インターネットの意見提出フォームなど ⑥メール ⑦LINEなどのチャット ⑧X（旧ツイッター） ⑨Instagram ⑩TikTok ⑪Facebook ⑫手紙 ⑬電話 ⑭その他（自由記述）	子ども・若者が川西市のまちづくりや子ども・若者に関する市の取り組み、よく使用する市の施設（図書館、公園、児童館など）などに対して、言いたいことがあるときに、意見や考えを伝えやすいものは次のうちどれだと思いますか？（最大3つまで選択してください。） ①対面 ②オンライン ③アンケート（WEB） ④アンケート（紙） ⑤インターネットの意見提出フォームなど ⑥メール ⑦LINEなどのチャット ⑧X（旧ツイッター） ⑨Instagram ⑩TikTok ⑪Facebook ⑫手紙 ⑬電話 ⑭その他（自由記述）	お子さんが川西市のまちづくりや子ども・若者に関する市の取り組み、よく使用する市の施設（図書館、公園、児童館など）などに対して、言いたいことがあるときに、意見や考えを伝えやすいものは次のうちどれだと思いますか？（最大3つまで選択してください。） ①対面 ②オンライン ③アンケート（WEB） ④アンケート（紙） ⑤インターネットの意見提出フォームなど ⑥メール ⑦LINEなどのチャット ⑧X（旧ツイッター） ⑨Instagram ⑩TikTok ⑪Facebook ⑫手紙 ⑬電話 ⑭その他（自由記述）

分類	No	子ども・若者（9～29歳）		30歳以上	子ども（0～8歳） ※保護者が回答
		通常版	やさしい版（すべてにふりがなを入れる）		
	4-5	<p>あなたが市や施設に意見や考えを言いやすくするために川西市に求めることは次のうちどれですか？（最大3つまで選択してください。）</p> <p>①自分の顔や名前を明かさずに意見を言えるようにしてほしい</p> <p>②意見や考えの伝え方や意見や考えを募集しているテーマを学ぶ機会がほしい</p> <p>③言った意見や考えがどのように扱われるか教えてほしい</p> <p>④スマホなどから簡単に意見や考えを言えるようにしてほしい</p> <p>⑤川西市が進めているまちづくりや子ども・若者に関する取り組みなどを知る機会がほしい</p> <p>⑥意見や考えを言ったことが保護者、家族、学校、職場などに知られないようにしてほしい</p> <p>⑦1人じゃなく他の人と一緒に意見や考えを言えるようにしてほしい</p> <p>⑧学校などに市役所の人が来て意見や考えを聞いてほしい</p> <p>⑨その他（自由記述）</p>	<p>市や施設に自分の思っていることや気持ちを言いやすくするために川西市に求めることは次のうちどれですか？（○は全部で3つまで）</p> <p>①自分の顔や名前を明かさずに思っていることや気持ちを言えるようにしてほしい</p> <p>②気持ちの伝え方やテーマについて学ぶ機会がほしい</p> <p>③自分の思っていることや気持ちを言った後、どうなったか教えてほしい</p> <p>④スマホなどから簡単に自分の思っていることや気持ちを言えるようにしてほしい</p> <p>⑤川西市が進めているまちづくりや子どもたちについての取り組みなどを知る機会がほしい</p> <p>⑥自分の思っていることや気持ちを言ったことが保護者、家族、学校、職場などに知られないようにしてほしい</p> <p>⑦自分だけじゃなく他の人と一緒に思っていることや気持ちを言えるようにしてほしい</p> <p>⑧学校などに市役所の人が来て自分の思っていることや気持ちを聞いてほしい</p> <p>⑨その他（自由にかいてください）</p>	<p>子ども・若者が市や施設に意見や考えを言いやすくするために川西市に必要なことは何か？（最大3つまで選択してください。）</p> <p>①自分の顔や名前を明かさずに意見を言えるようにする</p> <p>②意見や考えの伝え方や意見や考えを募集しているテーマを学ぶ機会を設ける</p> <p>③言った意見や考えがどのように扱われるか教える</p> <p>④スマホなどから簡単に意見や考えを言えるようにする</p> <p>⑤川西市が進めているまちづくりや子ども・若者に関する取り組みなどを知る機会を設ける</p> <p>⑥意見や考えを言ったことが保護者、家族、学校、職場などに知られないようにする</p> <p>⑦1人じゃなく他の人と一緒に意見や考えを言えるようにする</p> <p>⑧学校などに市役所の人が行って意見や考えを聞く</p> <p>⑨その他（自由記述）</p>	<p>お子さんが市や施設に意見や考えを言いやすくするために川西市に必要なことは何か？（最大3つまで選択してください。）</p> <p>①自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにする</p> <p>②意見や考えの伝え方や意見や考えを募集しているテーマを学ぶ機会を設ける</p> <p>③言った意見や考えがどのように扱われるか教える</p> <p>④スマホなどから簡単に意見や考えを言えるようにする</p> <p>⑤川西市が進めているまちづくりや子ども・若者に関する取り組みなどを知る機会を設ける</p> <p>⑥意見や考えを言ったことが保護者、家族、学校、職場などに知られないようにする</p> <p>⑦1人じゃなく他の人と一緒に意見や考えを言えるようにする</p> <p>⑧学校などに市役所の人が行って意見や考えを聞く</p> <p>⑨その他（自由記述）</p>
	4-6	<p>市のまちづくりや子ども・若者に関する事業やサービス、子ども・若者が利用する施設（例：図書館、公園、児童館等）などに、子ども・若者の意見や考えを反映させるためにはどのようなことが必要だと思いますか？（最大3つまで選択してください。）</p> <p>①市がものごとを決めるときに子ども・若者が意見や考えを言うことができる仕組み</p> <p>②子ども・若者へのアンケートを定期的を実施して、ニーズを把握する</p> <p>③不登校やひきこもり、障がいがあるなどに関わりなく子ども・若者が意見や考えを言える仕組み</p> <p>④子ども・若者に関わることを検討する会議に子ども・若者がメンバーとして参加する</p> <p>⑤市の計画案などへの意見や考えを市民に聴くときに、子ども・若者が意見や考えを言いやすいよう工夫すること</p> <p>⑥その他（自由記述）</p>	<p>市のまちづくりや子どもたちにに関する取り組み、子どもたちが利用する施設（例：図書館、公園、児童館等）などに、あなたの思っていることや気持ちを取り入れるためにはどのようなことが必要だと思いますか？（○は全部で3つまで）</p> <p>①市が何かを決めるときに子どもたちが思っていることや気持ちを言うことができるようにすること</p> <p>②子どもたちへのアンケートを行って、子どもたちが求めていることを知ること</p> <p>③不登校やひきこもり、障がいがあるなどに関係なく、みんなが思っていることや気持ちを言えるようにすること</p> <p>④子どもたちについて考える会に、子どもたちがメンバーとして参加すること</p> <p>⑤市がつくった計画案などについて、市民のみんなに意見を聴くときに、子どもたちが思っていることや気持ちを言いやすいよう工夫すること</p> <p>⑥その他（自由にかいてください）</p>	<p>市のまちづくりや子ども・若者に関する事業やサービス、子ども・若者が利用する施設（例：図書館、公園、児童館等）などに、子ども・若者の意見や考えを反映させるためにはどのようなことが必要と考えますか？（最大3つまで選択してください。）</p> <p>①市がものごとを決めるときに子ども・若者が意見や考えを言うことができる仕組み</p> <p>②子ども・若者へのアンケートを定期的を実施して、ニーズを把握する</p> <p>③不登校やひきこもりなどの子ども・若者の意見や考えも聴くこと</p> <p>④子ども・若者に関わることを検討する会議に子ども・若者がメンバーとして参加する</p> <p>⑤市の計画案などへの意見や考えを市民に聴くときに、子ども・若者が意見を言いやすいよう工夫すること</p> <p>⑥その他（自由記述）</p>	<p>市のまちづくりや子ども・若者に関する事業やサービス、子ども・若者が利用する施設（例：図書館、公園、児童館等）などに、子ども・若者の意見や考えを反映させるためにはどのようなことが必要と考えますか？（最大3つまで選択してください。）</p> <p>①市がものごとを決めるときに子ども・若者は意見や考えを言うことができる仕組み</p> <p>②子ども・若者へのアンケートを定期的を実施して、ニーズを把握する</p> <p>③不登校やひきこもりなどの子ども・若者の意見や考えも聴くこと</p> <p>④子ども・若者に関わることを検討する会議に子ども・若者がメンバーとして参加する</p> <p>⑤市の計画案などへの意見や考えを市民に聴くときに、子ども・若者が意見や考えを言いやすいよう工夫すること</p> <p>⑥その他（自由記述）</p>
自由意見	5	<p>【自由意見】</p> <p>子ども・若者が自分の意見や考えを表明することや、おとなや年長者が子ども・若者の意見や考えを取り入れることについて、あなたが思っていることを自由に記載してください。</p>	<p>【自由意見】</p> <p>子どもたちが思っていることや気持ちを言うこと、おとなが子どもたちの思っていることや気持ちを取り入れることについて、あなたが思っていることを自由に記載してください。</p>	<p>【自由意見】</p> <p>子ども・若者が自分の意見や考えを表明することや子ども・若者の意見や考えを取り入れることについて、あなたが思っていることを自由に記載してください。</p>	<p>【自由意見】</p> <p>子ども・若者が自分の意見や考えを表明することや子ども・若者の意見や考えを取り入れることについて、あなたが思っていることを自由に記載してください。</p>

「(仮称) こども参加条例」の制定にあたり、それぞれの分野で専門的な知識や経験を持つ方々で構成する「(仮称) こども参加条例検討部会」に加え、当事者であるこども・若者で構成する会議体を設置し、「(仮称) こども参加条例検討部会」と伴走する形で、こども・若者の考えや想いを条例にしっかりと反映させることを目的とします。

1. 参加者

無作為抽出でアンケートを送付をする「こども・若者(9歳~29歳)」に対して、「(仮称) こども・若者による条例検討部会」への参加招待状を併せて送付し、参加を希望する者で構成することを予定

2. 人数

20名程度(参加希望が多数の場合には、年齢構成等を考慮した上で抽選とする)

3. 開催方法

原則、対面によるワークショップ形式を想定(オンラインによる参加等も柔軟に対応予定)

開催日時はこどもや若者が参加しやすい土曜日や日曜日を予定

4. 部会での主な検討事項

- ・条例の制定にあたり、当事者であるこども・若者が大事にしてほしいことや、前文に盛り込んでほしい内容やキーワードなどについて
- ・アンケート結果を踏まえ、その原因や背景などについて意見交換を行い、よりコアとなるニーズを引き出したり、浮き彫りとなった課題に対する解決の糸口を見いだす など

※参加者の年齢構成等により検討事項は変更する場合があります

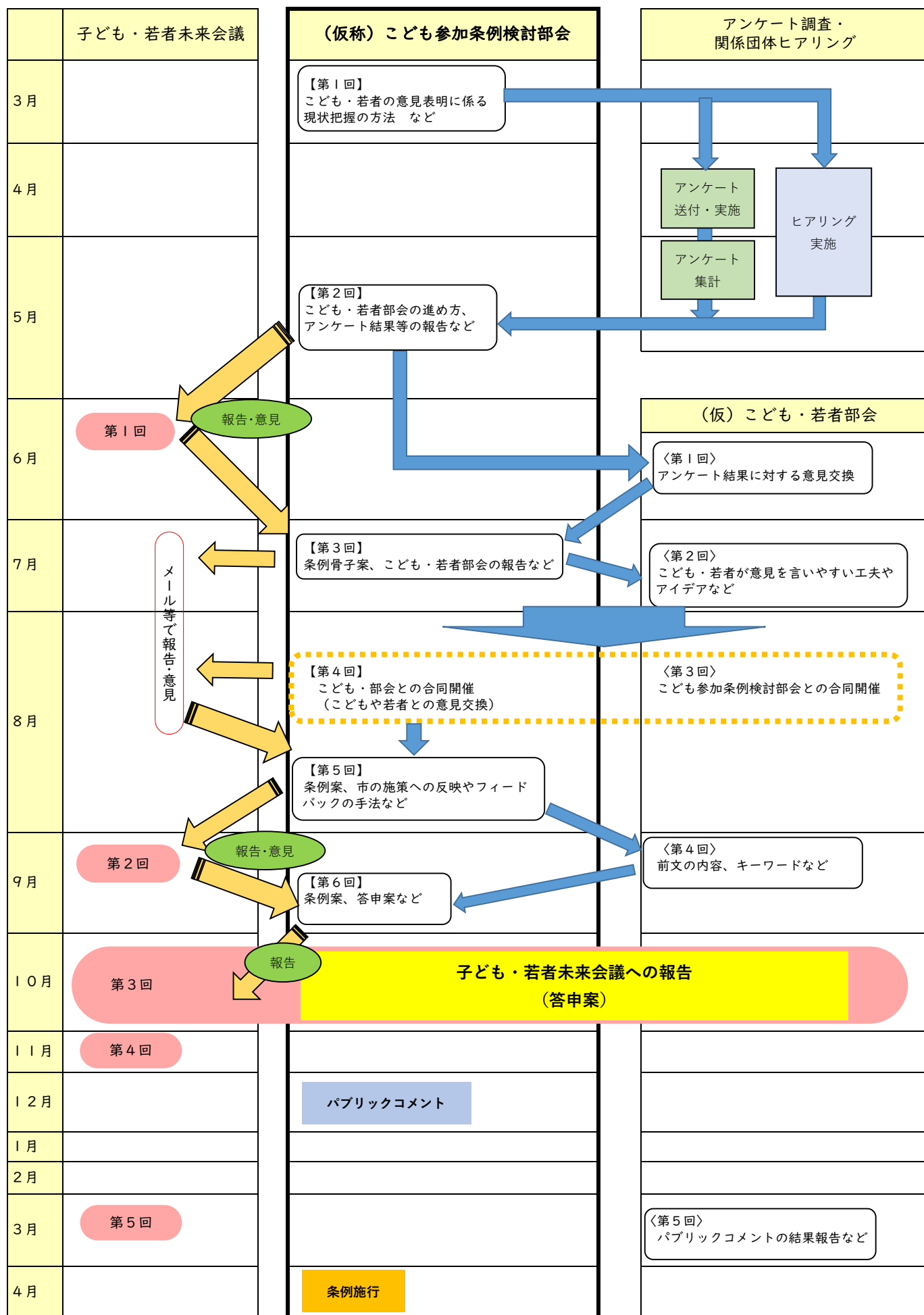
5. ファシリテーター

こども・若者が参加するワークショップ等でファシリテーターの実践経験がある方、他の自治体でこどもに関する条例の制定に携わった方などを想定

6. 開催スケジュール(詳細は、資料4を参照)

- ・第1回(6月頃) アンケート結果に対する意見交換 など
- ・第2回(7月頃) こども・若者が意見を言いやすい工夫やアイデア など(第1回意見交換を踏まえて)
- ・第3回(8月頃) 【(仮称) こども参加条例検討部会との合同開催】
(仮称) こども参加条例検討部会の委員との意見交換会
- ・第4回(9月頃) 条例制定にあたり大事にしてほしいことや、前文に盛り込んでほしい内容やキーワードなど
- ・第5回(2月頃) パブリックコメントの結果報告など

◆今後のスケジュール（予定）



○川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成10年12月22日

条例第24号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 オンブズパーソンの設置等(第4条—第9条)

第3章 救済の申立て及び処理等(第10条—第18条)

第4章 補則(第19条—第22条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第2章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第5条 オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。

- 2 オンブズパーソンのうち1人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して6年を超えて再任されることはできない。
- 6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書であることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

- (2) オンブズパーソン の身分に関する事項である場合
 - (3) 議会の権限に属する事項である場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合
- 5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる。

(調査の方法)

- 第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。
- 2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

- 第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。
- 2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を申立人に通知しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を申立人に通知しなければならない。
- 4 前3項に規定する通知は、申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

- 第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

- 第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入書を提出することができる。

3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほか、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンラインズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行)

○川西市子ども・若者未来会議条例

平成25年6月26日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、川西市子ども・若者未来会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 川西市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園区の設定等に関すること。
- (3) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定により、同法第34条の15第4項に規定する事務を処理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て及び若者施策に関し、市長又は川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援及び青少年問題に関し学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、兼務することができないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年12月22日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年6月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川西市付属機関に関する条例の一部改正)

2 川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和3年9月27日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川西市付属機関に関する条例の一部改正)

2 川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

3 川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川西市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

4 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川西市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和5年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○川西市子ども・若者未来会議条例施行規則

平成25年7月1日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市子ども・若者未来会議条例(平成25年川西市条例第18号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、川西市子ども・若者未来会議(以下「子ども・若者未来会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事の特例)

第2条 条例第6条第4項に規定する市長が特に定める場合とは、子ども・若者未来会議の出席委員(臨時委員を含む。)の3分の2以上の多数により、条例第7条第1項の規定により設置された部会が調査検討する専門的な事項に係る議決を、子ども・若者未来会議の議決とみなすことを議決した場合をいう。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、条例第3条第2項に規定する事項の調査審議に関して、必要があると会長が認める場合は、会議に出席するものとする。

2 臨時委員は、前項の規定により出席が認められた場合に限り、議決権を有するものとする。

(部会)

第4条 条例第7条に定める部会の委員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会長は、部会の会議の議長となる。

8 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 第2条に規定する場合を除き、部会の議決は、これを子ども・若者未来会議に報告し、子ども・若者未来会議において承認を受けなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を子ども・若者未来会議又は部会に出席させ、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第6条 子ども・若者未来会議及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、子ども・若者未来会議が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年9月27日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。